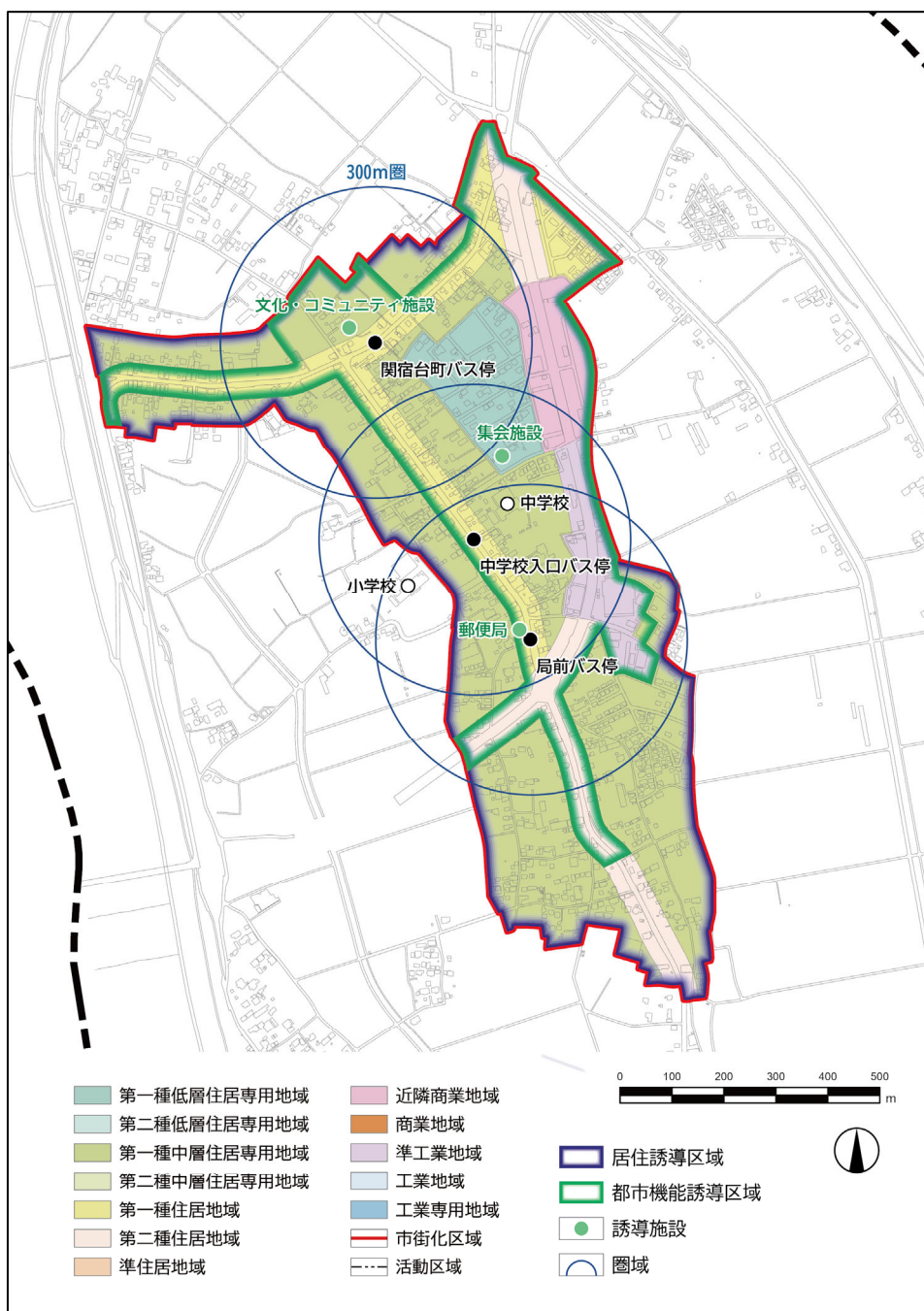




5 関宿台町周辺エリア

関宿台町周辺エリアは、古くは関宿城の城下町や江戸川水運の河港町として栄え、現在では文化、金融機能が立地しています。一方で、生活に必要な医療、介護福祉、子育て、商業機能が不足していることから、鈴木貫太郎記念館を活用した都市機能の誘導やバス路線のサービス水準の維持・向上が必要となっています。そのため、関宿台町周辺を都市機能誘導区域として設定します。

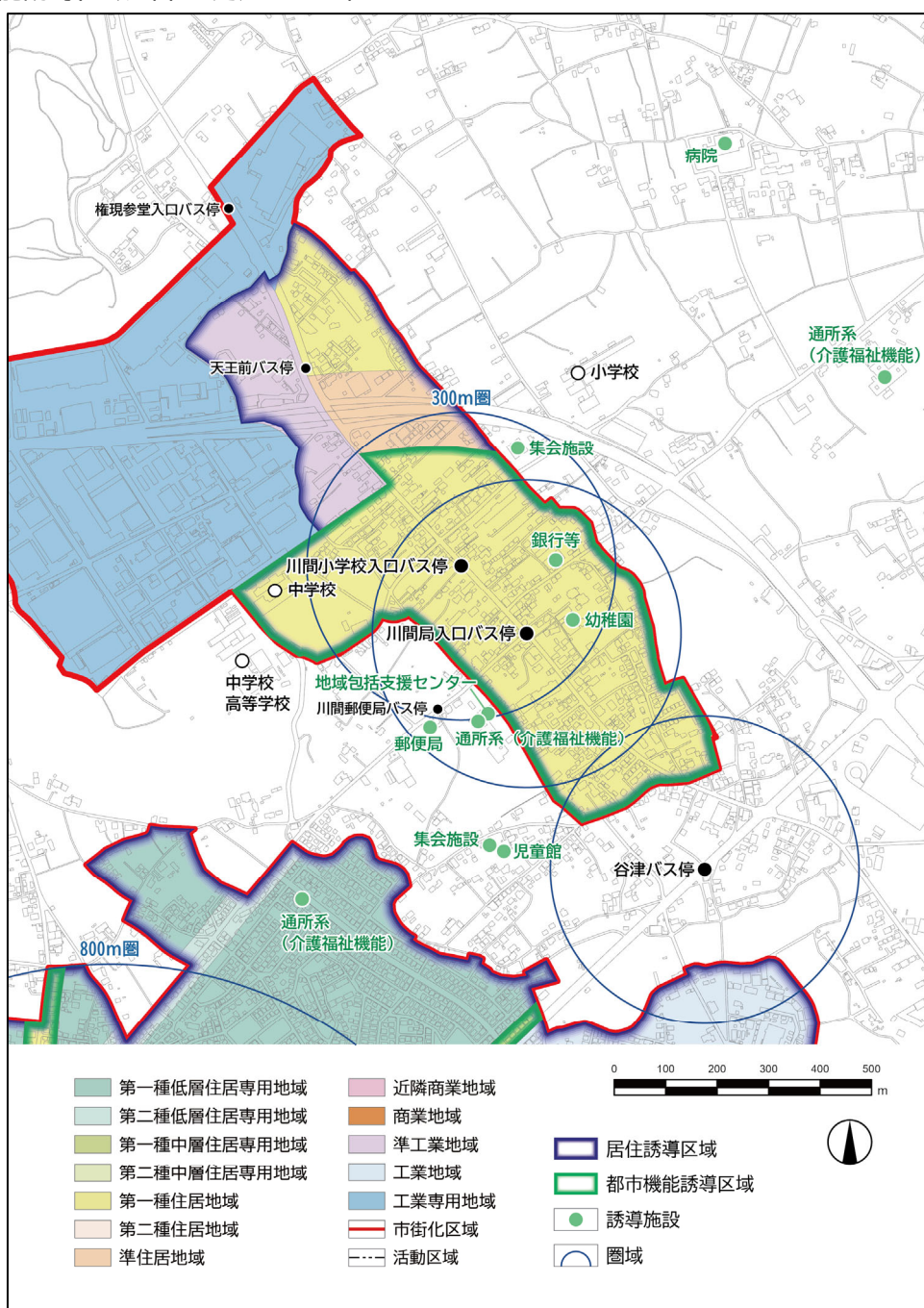
■ 都市機能誘導区域（関宿台町周辺エリア）



6 中里周辺エリア

中里周辺エリアは、古くは日光街道東往還道の宿場町として形成され、現在は工業団地に隣接し、子育て、金融機能が立地するとともに、周辺の市街化調整区域には介護福祉、文化、金融機能が立地しています。今後も居住誘導区域の生活利便性の向上を図るためには、徒歩圏内への都市機能の集積が必要となります。そのため、中里周辺を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（中里周辺エリア）

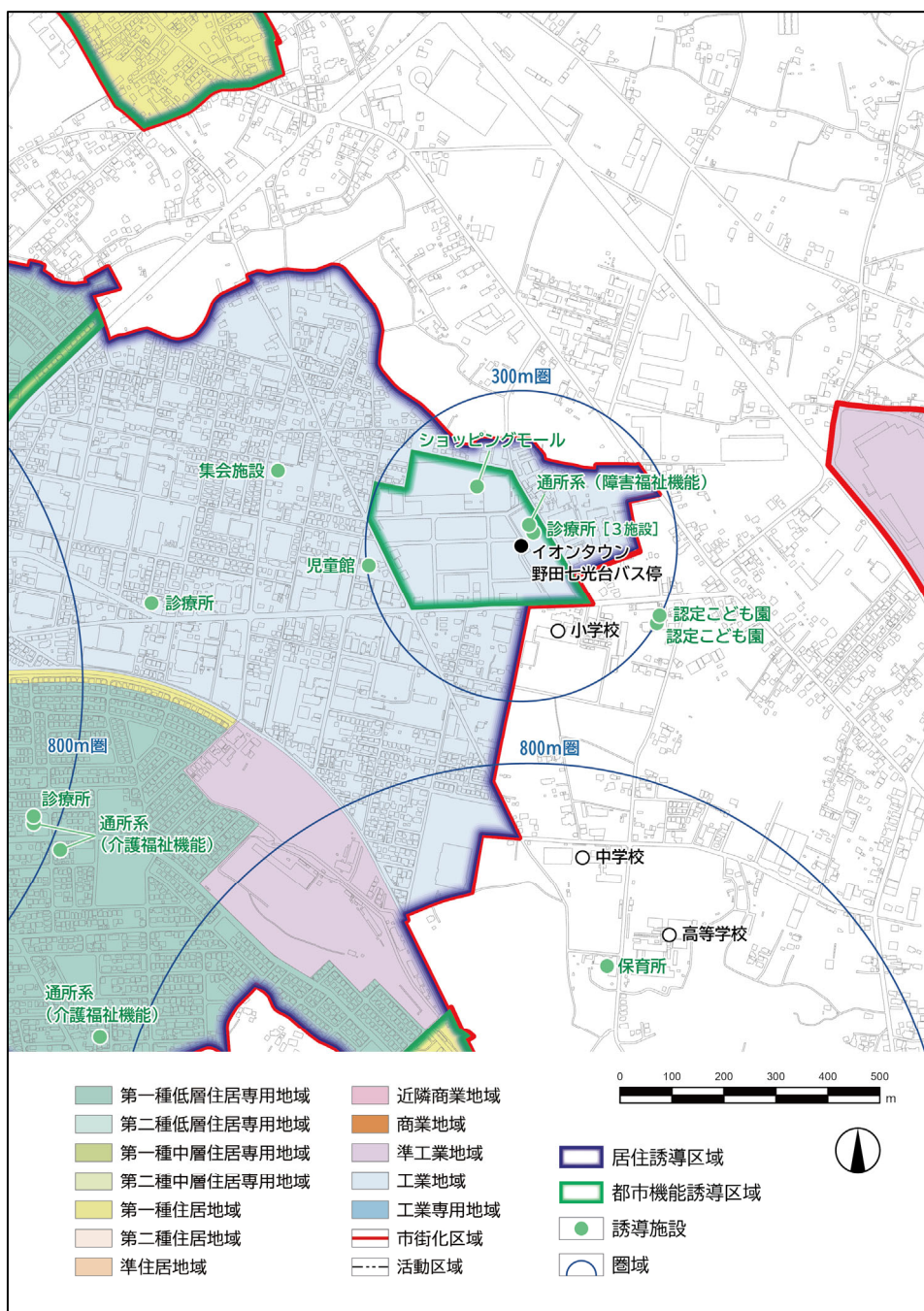




7 七光台イオンタウン周辺エリア

七光台イオンタウン周辺エリアは、大規模商業施設用地として一体的に開発され、医療、商業機能が立地するとともに、周辺には子育て機能が立地しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持していくことが必要となります。そのため、七光台イオンタウン周辺を都市機能誘導区域として設定します。

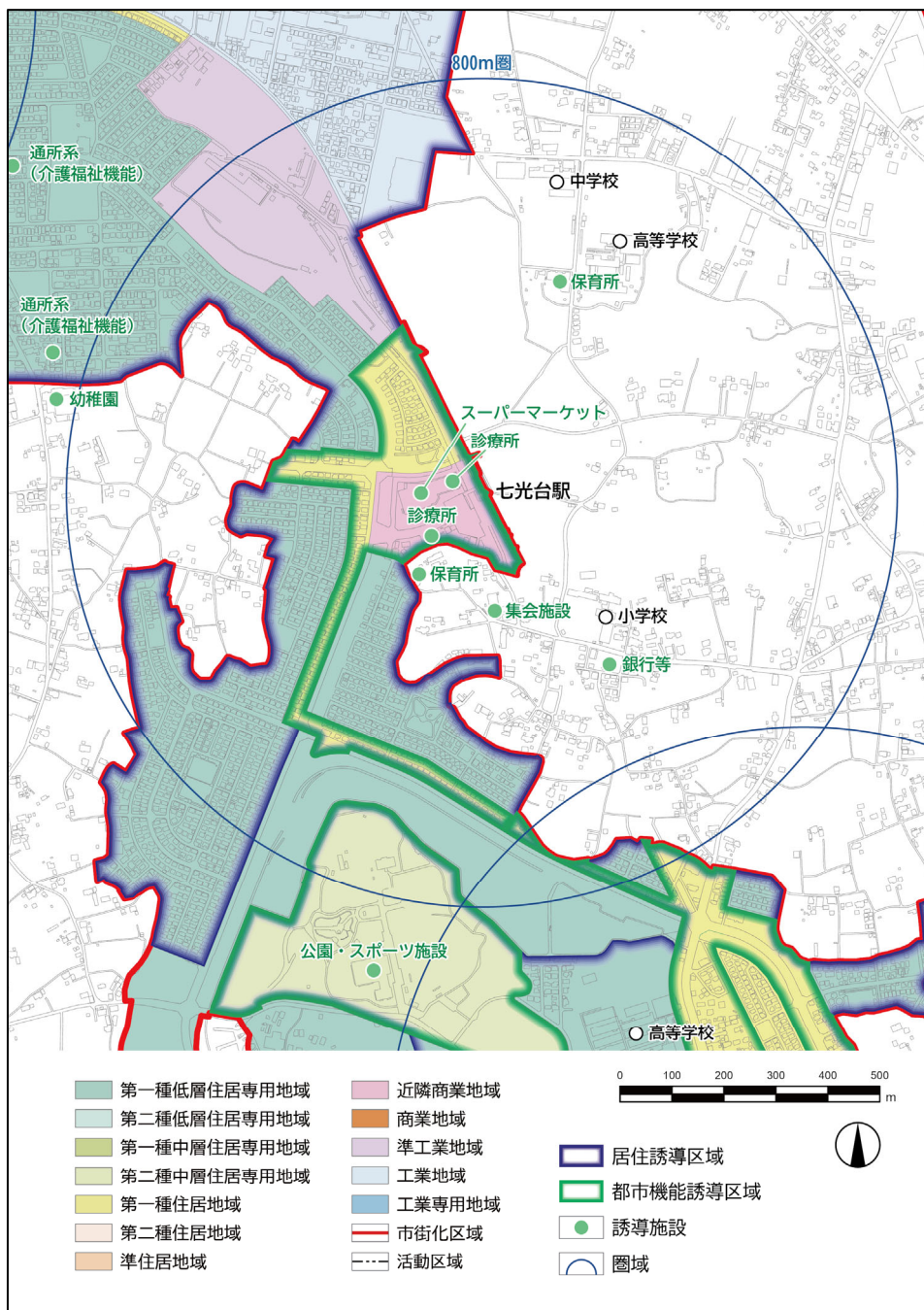
■ 都市機能誘導区域（七光台イオンタウン周辺エリア）



8 七光台駅周辺エリア

七光台駅周辺エリアは、近年の土地区画整理事業によって良好な住宅地が形成されるとともに、駅前に医療、商業機能等が立地しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持しつつ、新たな商業機能の誘導が必要となっています。そのため、七光台駅周辺や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（七光台駅周辺エリア）

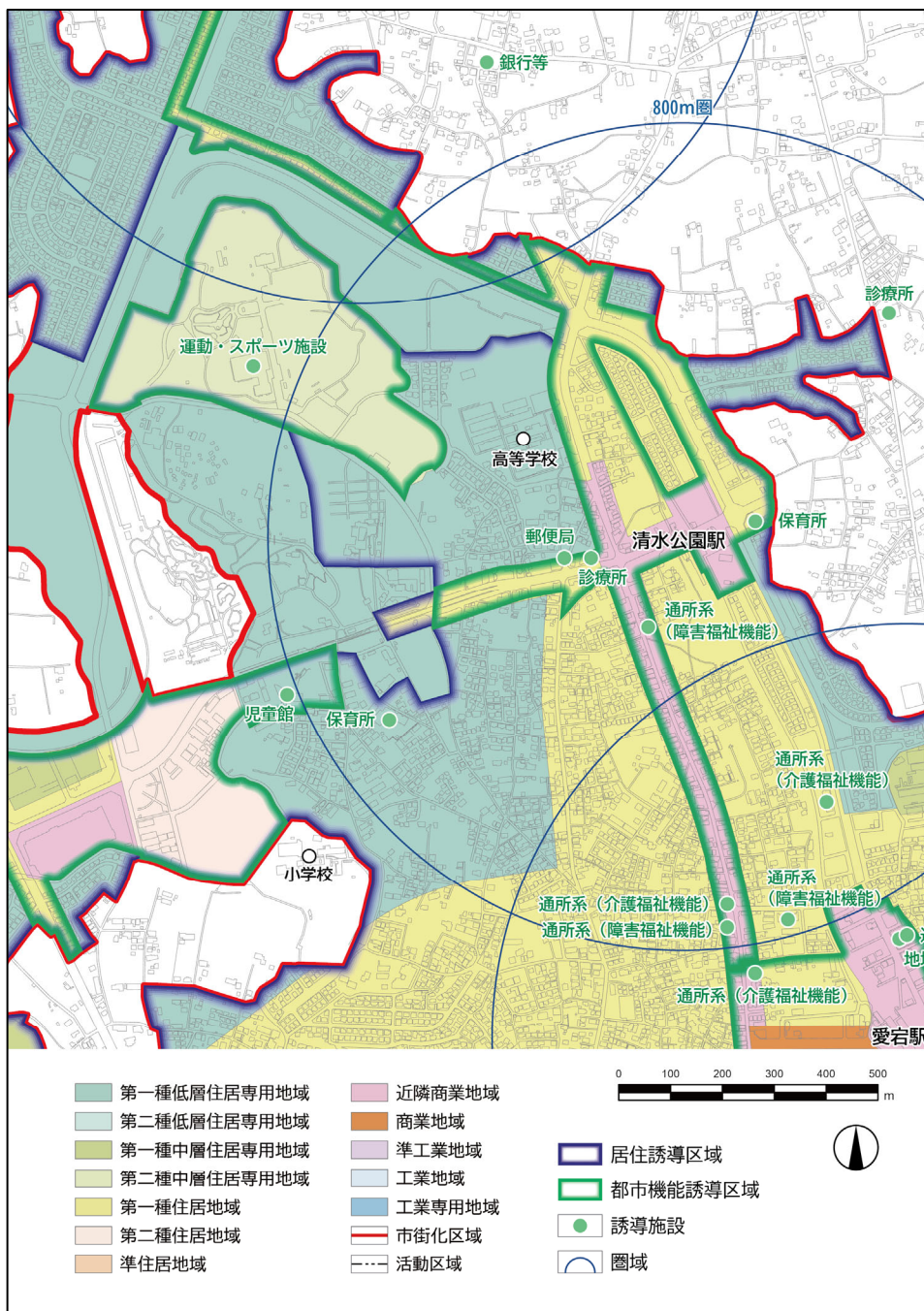




9 清水公園駅周辺エリア

清水公園駅周辺エリアは、野田市総合公園や清水公園の玄関口となっており、近年の土地区画整理事業によって良好な住宅地が形成されています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の運動・スポーツ施設を活用しつつ、清水公園駅の周辺や幹線道路沿道への新たな商業機能の誘導が必要となっています。そのため、清水公園駅周辺と運動・スポーツ施設を一体的に都市機能誘導区域として設定します。

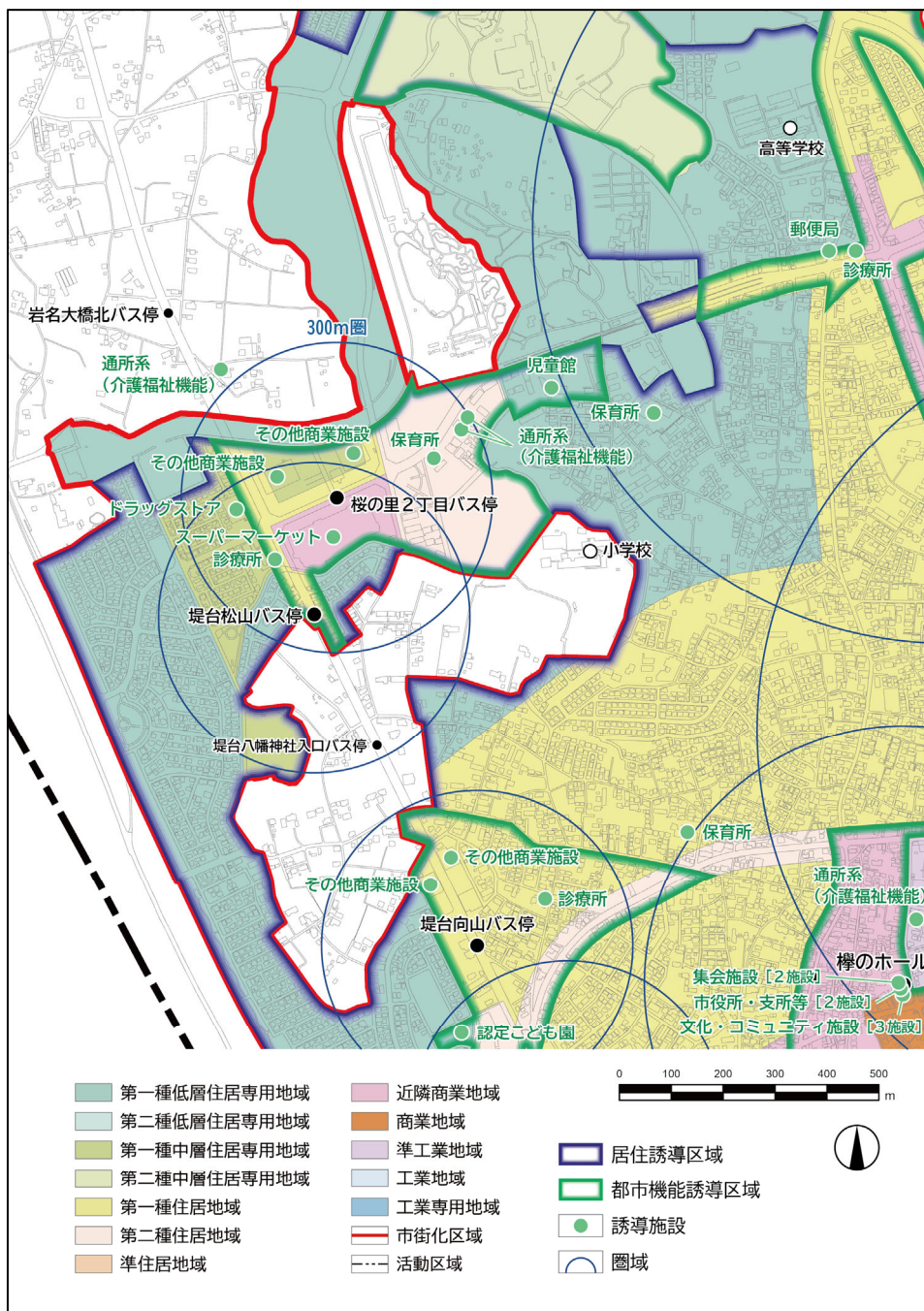
■ 都市機能誘導区域（清水公園駅周辺エリア）



10 桜の里周辺エリア

桜の里周辺エリアは、土地区画整理事業によって都市基盤が整備され、幹線道路沿道を中心に医療、子育て、商業等の都市機能が集積しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持していくことが必要となります。そのため、桜の里周辺の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（桜の里周辺エリア）





11 つつみ野周辺エリア

つつみ野周辺エリアは、幹線道路沿道に一定の医療、介護福祉、子育て、商業機能が集積しており、周辺には良好な住宅地が形成されています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持しつつ、新たに商業機能の誘導が必要となります。そのため、つつみ野周辺の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（つつみ野周辺エリア）

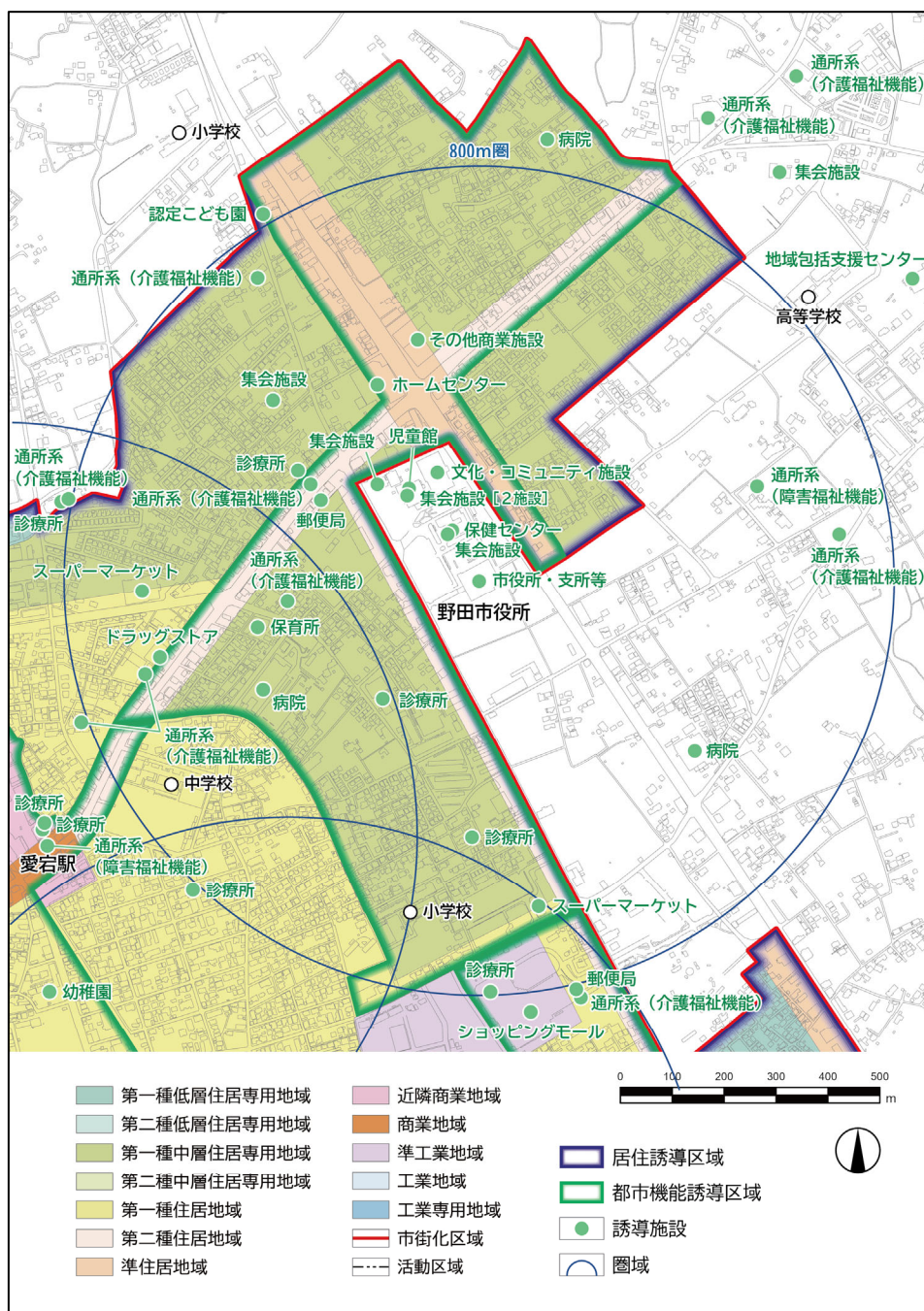


第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

12 野田市役所周辺エリア

野田市役所周辺エリアは、本市の行政機能の拠点である野田市役所を中心に、医療、商業、金融機能が集積しています。野田市役所周辺の行政、文化機能は市街化調整区域に立地しているものの、これらと連携した都市機能の維持・誘導が必要となっています。そのため、野田市役所周辺の市街化区域を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（野田市役所周辺エリア）

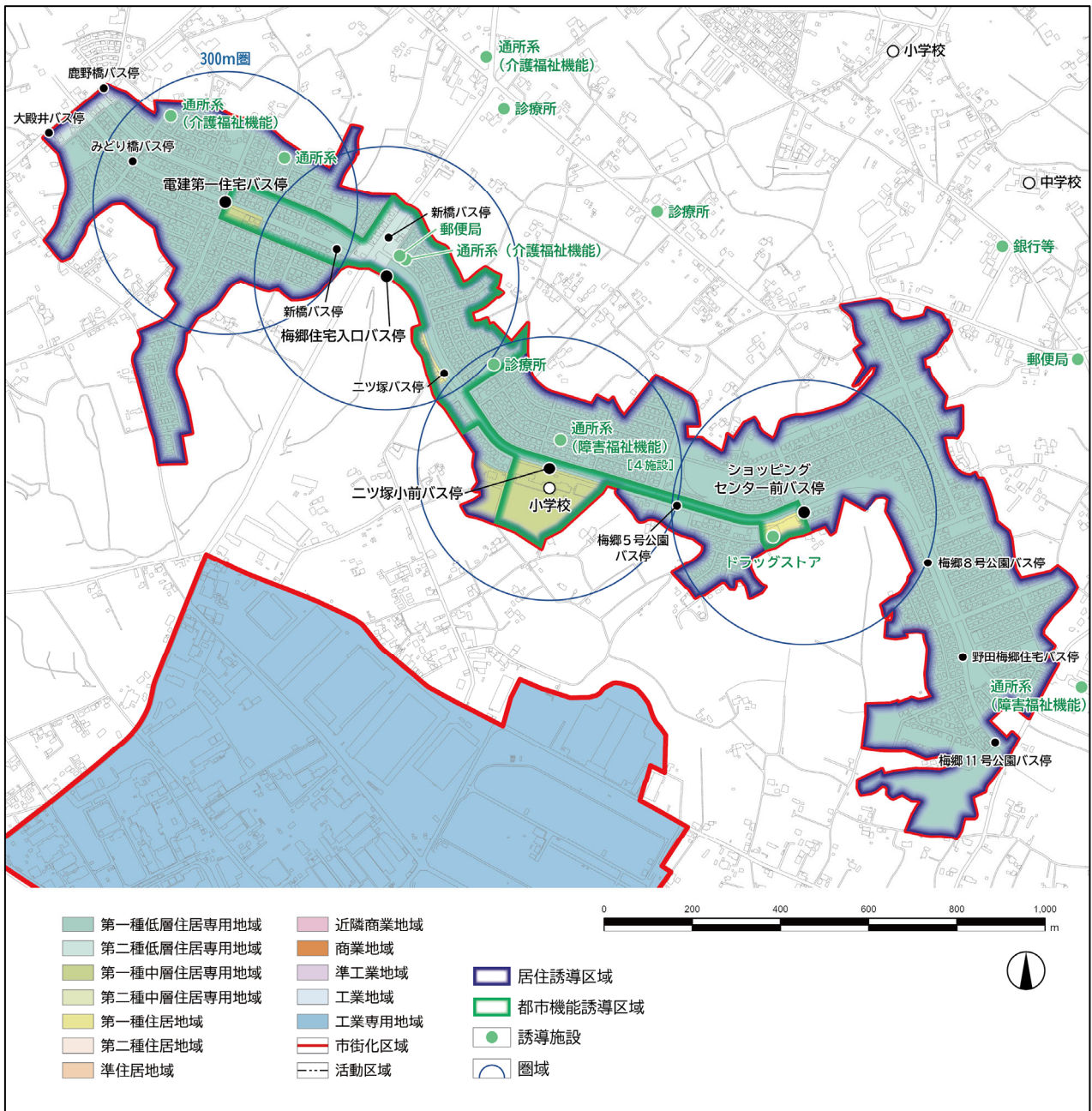




13 しらさぎ通り周辺エリア

しらさぎ通り周辺エリアは、民間宅地開発により一定の都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されています。一方で、子育て、商業機能が不足しており、既存の医療、介護福祉、金融等の都市機能を維持しつつ、若い世代を呼び込むための新たな都市機能の誘導が必要となっています。そのため、しらさぎ通り周辺の既存の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（しらさぎ通り周辺エリア）

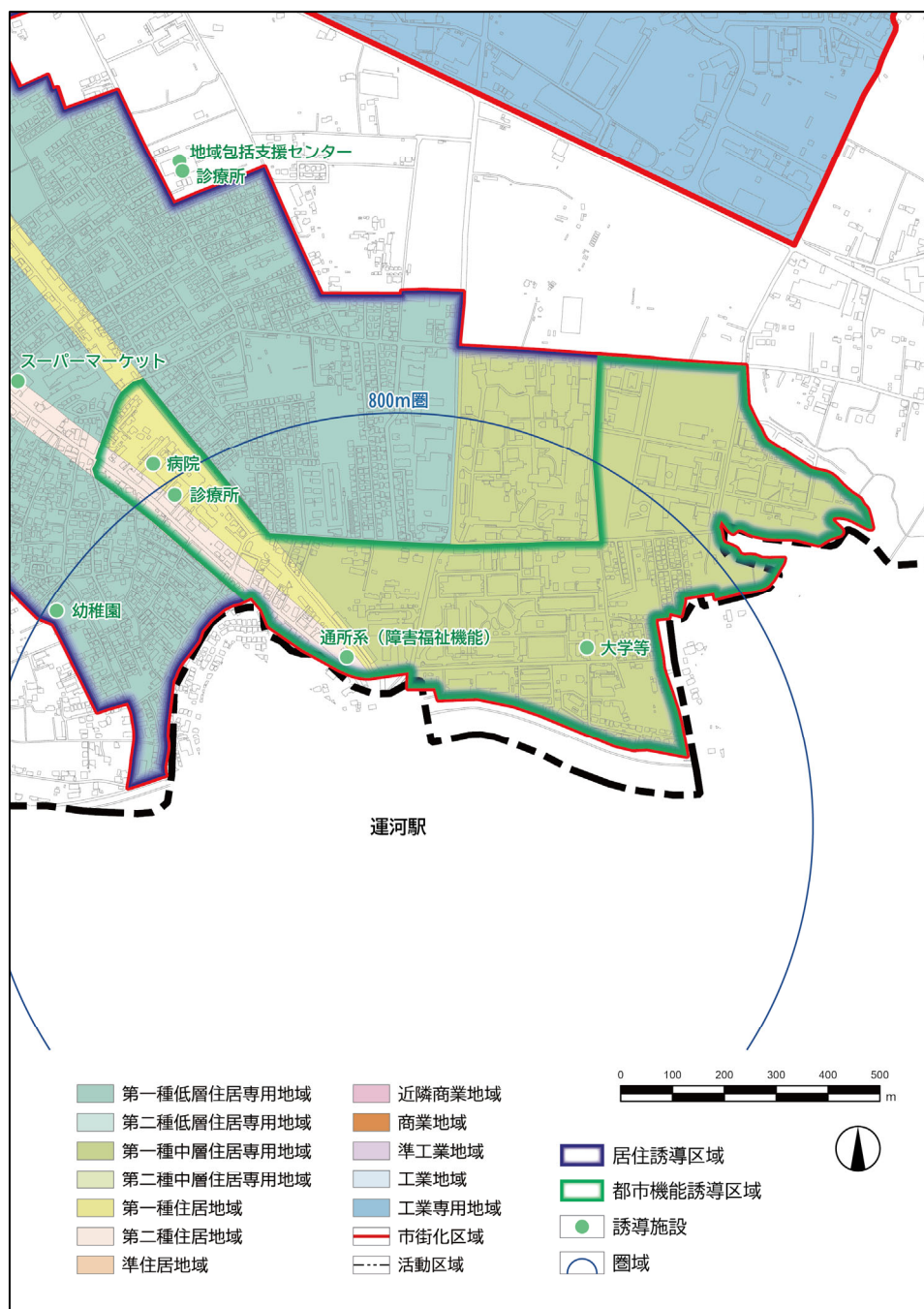


第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

14 運河駅周辺エリア

運河駅周辺エリアは、流山市内の運河駅に近接し、病院や大学キャンパス等の医療、教育機能が立地しています。一方で、運河駅の周辺や幹線道路沿道には商業機能は不足しており、大学キャンパスの立地をいかしつつ、若い世代のニーズに合わせた新たな都市機能の誘導が必要となっています。そのため、大学キャンパスや幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（運河駅周辺エリア）





5-3 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに定める立地を誘導すべき都市機能増進施設※です。

(1) 誘導施設の基本的な考え方

国土交通省の「都市計画運用指針」では、誘導施設の基本的な考え方が以下のとおり示されています。

基本的な考え方

- ・ 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。
- ・ この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

(2) 誘導施設の設定

国土交通省の「都市計画運用指針」では、誘導施設の設定の考え方が以下のとおり示されています。

誘導施設の設定

- ・ 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
 - 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- 等を定めることが考えられる。

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

※ 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいいます。

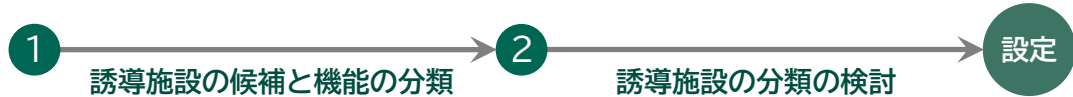


5-4 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定方法

誘導施設の設定は、前項の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり検討を行います。

■ 誘導施設の設定に向けた検討フロー図



1 誘導施設の候補と機能の検討

誘導施設の設定に当たり、本市の都市機能誘導区域内において、市民の利便性を図るために必要な誘導施設の候補を抽出し、各誘導施設の候補が有する機能を整理します。

なお、各誘導施設の機能は、中心拠点に集約することが望ましい「中心機能」と、地域・生活拠点ごとに配置することが望ましい「地域・生活機能」の2つに分類します。

■ 誘導施設の候補と機能

分類	誘導施設候補 施設	機能	
		中心機能	地域・生活機能
行政機能	市役所・支所等	○	—
医療機能	病院	○	—
	診療所	○	○
介護福祉機能	地域包括支援センター	○	○
	通所系	○	○
障害福祉機能	通所系	○	○
子育て機能	幼稚園・保育所等	○	○
	児童館	○	○
教育機能	大学等	○	—
文化機能	文化・コミュニティ施設	○	○
	運動・スポーツ施設	○	○
商業機能	ショッピングモール	○	—
	スーパーマーケット	○	○
	ホームセンター	○	○
	ドラッグストア	○	○
	その他商業施設	○	○
金融機能	銀行等	○	—
	郵便局	○	○

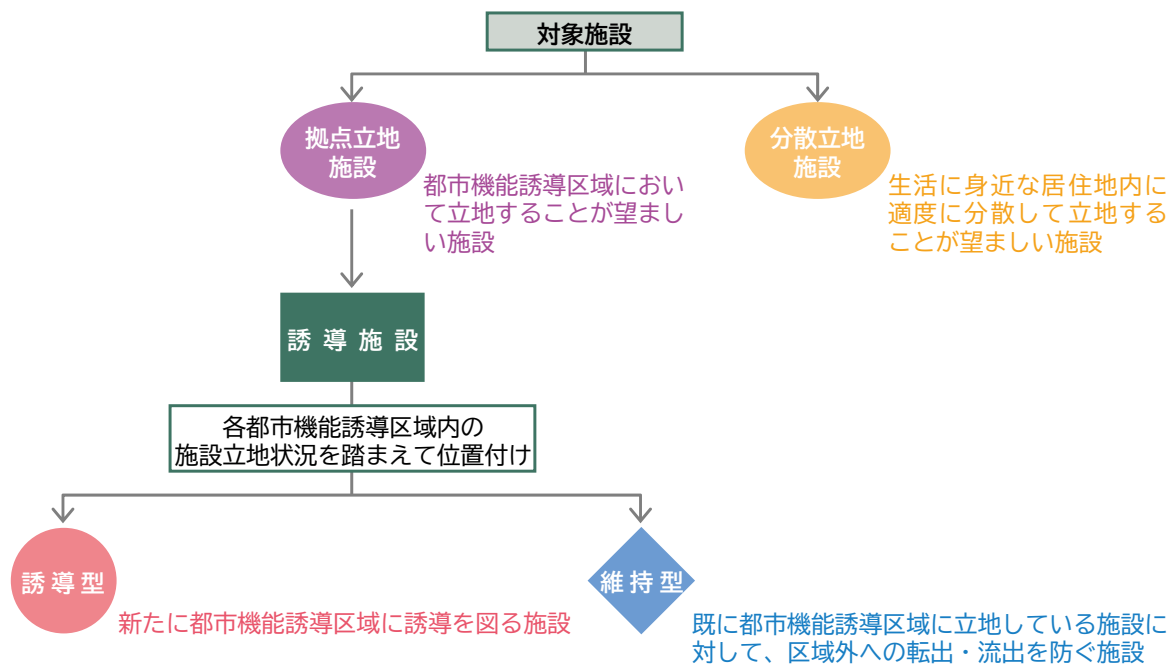


2 誘導施設の分類の検討

各都市機能誘導区域の特性に応じた誘導施設の設定を行うため、前項で整理した都市機能誘導区域に必要な誘導施設候補と機能を基に、誘導施設候補を都市機能誘導区域において立地することが望ましい「拠点立地施設」と、生活に身近な居住地内に適度に分散して立地することが望ましい「分散立地施設」に分類します。

さらに、拠点立地施設は、各都市機能誘導区域内の施設の立地状況を踏まえ、新たに都市機能誘導区域に誘導を図る「誘導型」の施設と、新たに都市機能誘導区域に誘導を図りつつ、既に都市機能誘導区域に立地している施設に対して、区域外への転出・流出を防ぐ「維持型」の施設に分類します。

■ 誘導施設の分類



(2) 誘導施設の設定

各都市機能誘導区域における誘導施設は、以下のとおり設定します。

■ 都市機能誘導区域における誘導施設

機能分類	行政機能	医療機能		介護福祉機能		障害福祉機能	子育て機能		教育機能	文化機能		商業機能						金融機能		
		市役所・支所等	病院	診療所	地域包括支援センター	通所系	通所系	幼稚園・保育所等	児童館	大学等	文化・コミュニティ施設	運動・スポーツ施設	ショッピングモール	スーパーマーケット	ホームセンター	ドラッグストア	その他商業施設	コンビニエンスストア	銀行等	郵便局
1	野田市駅・愛宕駅周辺エリア	◆	●	●◆	◆	●◆	●◆	●◆	-	◆	●◆	●◆	●◆	●◆	●◆	●◆	●◆	▼	◆	◆
2	関宿支所・なみき周辺エリア	◆	●	●	-	●◆	●	●◆	◆	-	◆	-	-	●◆	●	●	●◆	▼	◆	-
3	川間駅周辺エリア	◆	●	●◆	-	●◆	●◆	●◆	-	-	◆	-	-	●◆	●	●	●	▼	◆	◆
4	梅郷駅周辺エリア	-	●	●◆	-	●◆	●	●◆	◆	-	-	-	-	●◆	●◆	●◆	●◆	▼	◆	◆
5	関宿台町周辺エリア	-	-	●	-	●◆	●	●	-	-	◆	-	-	●	-	●	●	▼	-	◆
6	中里周辺エリア	-	-	●	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●	-	●	●	▼	-	-
7	七光台イオンタウン周辺エリア	-	-	●◆	-	●	●◆	●	-	-	-	-	◆	-	-	-	-	▼	-	-
8	七光台駅周辺エリア	-	-	●◆	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●◆	-	●	●	▼	-	-
9	清水公園駅周辺エリア	-	-	●◆	-	●	●◆	●◆	-	-	-	◆	-	●	-	●	●	▼	-	◆
10	桜の里周辺エリア	-	-	●◆	-	●◆	●	●◆	◆	-	-	-	-	●◆	-	●	●◆	▼	-	-
11	つつみ野周辺エリア	-	-	●◆	-	●	●	◆	-	-	-	-	-	●◆	-	●	●◆	▼	-	-
12	野田市役所周辺エリア	-	◆	●◆	-	●◆	●	●◆	-	-	-	-	-	●◆	◆	●◆	●◆	▼	-	◆
13	しらすぎ通り周辺エリア	-	-	●◆	-	●◆	●	●	-	-	-	-	-	●	-	●◆	●	▼	-	◆
14	運河駅周辺エリア	-	◆	●◆	-	●	●◆	●	-	◆	-	-	-	●	-	●	●	▼	-	-

●：拠点立地施設・誘導型（新たに都市機能誘導区域に誘導を図る施設）

◆：拠点立地施設・維持型（既に都市機能誘導区域に立地している施設に対して、区域外への転出・流出を防ぐ施設）

▼：分散立地施設（生活に身近な居住地内に適度に分散して立地することが望ましい施設）

-：設定なし

■：中心拠点

■：地域拠点

■：生活拠点



■ 都市機能誘導区域における誘導施設の定義

機能分類	施設	定義
行政機能	市役所・支所等	地方自治法第4条第1項で規定する施設
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項で規定する病院
	診療所	医療法第1条の5第2項で規定する診療所
介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46で規定する地域包括支援センター
	通所系	老人福祉法及び介護保険法で規定する施設であって、通所を目的とする施設
障害福祉機能	通所系	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条で規定する施設であって就労支援を目的とする施設
	子育て機能	幼稚園・保育所等
教育機能	児童館	児童福祉法第40条で規定する児童厚生施設
	大学等	学校教育法第1条に規定する大学 学校教育法第124条に規定する専修学校
文化機能	文化・コミュニティ施設	「野田市公共施設個別施設計画」に位置付けられた音楽、美術、演劇、舞踊等の文化芸術事業の催事を開催するための設備を有する施設及び学習機能や研修・交流機能等を有する施設、野田市立図書館設置条例で規定する図書館、博物館法第2条第1項で規定する博物館
	運動・スポーツ施設	運動やスポーツに関する施設（その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上）
商業機能	ショッピングモール	テナントとして多数の小売店舗が出店している形態が基本となっている総合的な商業施設で、店舗の用に供される床面積が10,000㎡以上の商業施設
	スーパーマーケット	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の商業施設で、生鮮食料品を取り扱う施設
	ホームセンター	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で、主に住関連商品を取り扱う施設
	ドラッグストア	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で、主に医薬品や化粧品を中心とした健康及び美容に関する商品を取り扱う施設
	その他商業施設	大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上のスーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア以外の商業施設で、衣料品、家電、日用品に関する商品を取り扱う施設
金融機能	銀行等	銀行法第2条第1項で規定する銀行及び業協同組合法に基づく農業協同組合
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項で規定する郵便局

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編